

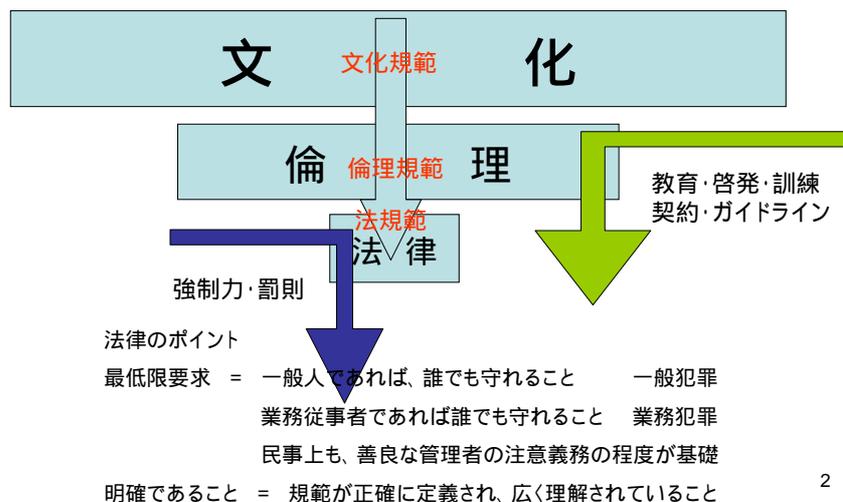
# 情報社会の倫理と哲学

## 法的視点からの議論

法制度・企業における法運用と倫理

弁護士 牧野二郎

### 一般論として 法律と倫理、道徳、文化の関係



## ところが、情報社会ゆえ？の 変容が進んでいるのではないか？

### • コンセンサス法とデザイン法

#### コンセンサス法とは……

法規範として認知されたことの法制度化

立法事実に支えられている法律 立法事実論 憲法適合性が認められる

#### デザイン法とは……

新しい制度設計を進めるもの まさに未来社会をデザインしているもの

存在しない制度を構築し、運用し、社会をリード？するもの

電子署名法(平成十二年五月三十一日法律第百二号

電子署名制度と認証業務の仕組みを規定した)

3

## 電子署名及び認証業務に関する法律

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- 2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。)その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。
- 3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

### 第二章 電磁的記録の真正な成立の推定

第三条 電磁的記録であつて情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

4

## デザイン法 次々……

- **公的個人認証制度**  
(地方自治体が住民の存在証明を行って、電子署名を可能とし、公的証明書を発行する制度)
- **e文書法**  
(公務所等に提出する文書について、紙の文書と電磁的記録を同等のものとして認めるための制度整備のための法律)
- **商業登記法改正**  
(商業登記簿に基礎を置いて代表者に対して電子証明書を発行し、電子署名を可能とする制度)
- **公証人法改正**  
(公証人において電子公証を可能とする法律)
- **会社法**  
(自由な会社設立、会社の制度設計と、内部統制の確立・法人少子化対策立法！)

法律ではないが、デザインの始点で構築されている制度

電子政府	電子入札システム
GPKI	
電子自治体	などなど

5

## ここまでの、一応のまとめ

- 情報社会、高度に変化してゆく社会における 法律、法規範の役割の変化が見られる
- 法律が最低限、最後の砦であったものから、社会の制度、インフラ整備の基本となってきた
- 法律は社会コントロール、社会統制の手段であったが、さらに、未来を構築、リードしてゆく手段となる
- 法律が政策選択、インフラ整備、将来計画のビジョンを示す
- 法律は、法律家が作るものから、科学者・技術者がつくるものへと変容しているのではないか

素朴な疑問……

ところで政策選択の失敗や、制度設計の失敗について

科学者・技術者は未来に責任を取るのか？

法律は未来に責任を取るのか？

電子メールの意味や機能を知らない議員、政治家が責任を取れるはずもない……その意思もない……ではどうしたらいいのか？

6

## 企業不祥事・企業犯罪との戦い

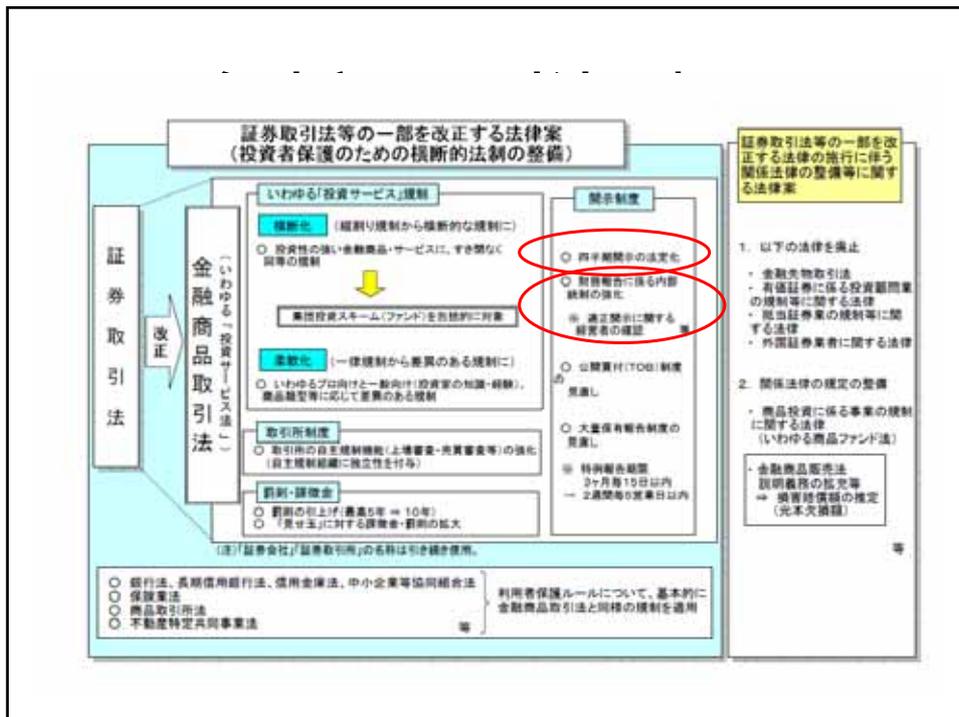
- 企業不祥事、企業犯罪への対応、戦い  
    エンロン事件、ワールドコム事件、そしてLID事件
- どうして起きるのか、どうしたらなくなるのか??
- 今何が進んでいるか  
    会社法による内部統制  
    金融商品取引法による内部統制
- 内部統制の基礎、最も重要なポイントは  
    過去の不祥事、犯罪の分析によって進める必要がある  
    半数以上が経営者犯罪である    どう対処するのか  
    有効な対策はないのか    ある!  
    でも使いたくない、拒否する……なぜか……首が絞まるからか
- 企業経営者の倫理、法令遵守の要請が強まっている

7

## 内部統制システムとは

- 会社法制定 本年5月1日施行  
    法第348条3項4号、同362条4項6号他に定める内部統制システム  
    「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
    その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制  
    の整備」  
  
    法務省令「会社法施行規則」平成18年2月  
    業務の決定の適正確保の体制整備  
    取締役業務執行の保存と管理  
    取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保する体制  
    使用人の職務の法令定款適合性確保の体制  
    親会社子会社からなる企業集団における業務適正確保の体制

8



## 経営者の犯罪、不祥事を防止するために

- 内部統制の思想
  - 外部への公表と内部での制御の一致
  - 内部監査及び、外部監査法人による監査
  - 公開による投資家による監視、評価
  - 法律による制度整備による規制
- しかし、経営者犯罪に対して、限界があるというのだが・・・  
それでは内部統制の意味は半減してしまう
- ではどうするか？  
犯罪の基礎となる情報の偽造、偽装、隠蔽を不可能とする  
計画的な対応、適切な戦略を求め、立案させる  
やはり、最後は経営者の倫理観か

## 現場での犯罪、事故を防止するために

- 従業員教育……倫理というけれど  
    夙理論  
    トヨタ自動車の人間作りということ
- そもそも人間はミスをするもの。犯罪に誘惑されやすいもの  
    まず、これを率直に認めるべきである      プロのミス  
    法律による強制、脅迫は、ほとんど無意味(夙理論)  
    監視はどうか？他でやることを推奨していないか？

ミスや誘惑を制御すること。システムとして制御することが可能なのではないか